



社会的取組の状況

(1) RDF*貯蔵槽爆発事故以降の安全性の確保

平成15年8月、三重県が設置運営する三重ごみ固体燃料発電所において、RDF貯蔵槽の爆発事故が発生しました。事故後、事故の原因究明を行うために設置された専門委員会による最終調査報告書や、関係各省庁の調査報告書等とともに再発防止策を講じ、安全運転のためのマニュアルを整備して試運転を実施したうえで、長期に安全・安定運転できることを確認し、平成16年9月に運転を再開しました。

再開以降、貯蔵施設のない状態でRDF製造施設からの搬入量を調整しながら万全の注意を払って運転してきました。しかし、発電所をより安全・安定に運転していくためには、年間を通してRDFを安定的に処理することが必要であることから、新たな貯蔵施設の建設について、安全性の確保に十分配慮し、関係機関との協議や、三重ごみ固体燃料発電所安全管理会議で検討を重ねてきました。そして、平成17年11月、国等の報告書や法令改正等に示された基準に適合する新たなRDF貯蔵施設の建設に着手し、平成18年8月に完成しました。

新たな貯蔵施設は、通気性が確保できるピット方式とし、安全対策として温度測定装置やガス濃度測定装置を整備しています。RDF貯蔵時は、常に温度・水分・ガス測定等の保管管理を行うことにより、安全性を確保できるようになっています。

また、新たな貯蔵施設の運用開始に先立ち、平成18年7月から30日間の安全性実証実験を行い、RDF温度や可燃性ガス濃度が管理基準の範囲内で保管できることを確認しました。この結果は、関係機関や三重ごみ固体燃料発電所安全管理会議に報告して学識者等に検証いただき、8月29日から貯蔵施設の運用を開始しました。



新RDF貯蔵施設(桑名市)

(2) フェロシルト問題への対応

平成17年度に発覚した「フェロシルト問題」について、平成17年11月から県内の埋立現場からのフェロシルトの回収が始まり、平成19年7月末現在、県内7地区のうち5地区で回収が完了しています。

また、この「フェロシルト問題」を契機として、県では、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、リサイクル製品の認定制度の見直しを進め、平成18年3月に三重県リサイクル製品利用推進条例等を改正しました。

さらにフェロシルト以外の既認定製品の安全性を検証するため、平成17、18年度に、生産現場等の立入検査及び製品サンプルの採取・分析を行い、認定基準に適合していることを確認しました。これに関連して平成18年度には認定製品のうち土砂類について県の公共事業で使用された施工現場周辺の河川水質調査を行い、水質環境基準に適合していることを確認しました。

今後は改正後のリサイクル製品の認定制度を的確に運営し、安心・安全なリサイクル製品が普及するよう努めてまいります。フェロシルトについても県に提出された回収計画に基づき、残り2地区からの早期の回収が進むよう、引き続き石原産業(株)を指導してまいります。

(3) 産業廃棄物不適正処理事案に関する安全性確認調査

三重県内で過去に発生した産業廃棄物不適正処理事案のうち、長期間放置され、撤去・改善の見込みのない11事案について、平成16年度からの3年間で「安全性確認調査」を実施しました。

調査の結果、周辺の生活環境に差し迫った支障等が確認されなかった事案については、水質調査等を継続して実施するとともに、一部については地元市町と協働して廃棄物を撤去するなど環境の改善に努めています。

また、生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に対し、法的措置(措置命令)を含め、支障の除去措置を講じるよう求めていますが、原因者が措置を講じない場合は、必要に応じ、国の支援も得ながら、行政代執行による支障の除去を行います。



安全性確認調査専門会議

(4) その他の安全性への配慮

①汚染・災害予防

災害・事故などによる環境汚染の未然防止も重要な環境配慮と考え、有害物質の保管管理や緊急事態の発生に対応するための訓練を行っています。PCB(ポリ塩化ビフェニル 関連記事p.14(5))使用機器について適切に管理するとともに、災害・事故等の緊急事態における環境汚染の未然防止及び発生時の適切な対応処置ができるように、庁舎ごとにその対応手順をシステム化し、監視測定や訓練を実施しています。

②PCBの保管と管理

高圧変圧器、高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及び電灯用安定器などのPCB使用機器については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「特別管理産業廃棄物保管基準」と並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、厳重に保管し、毎年その状況を知事に届出しています。また、PCB保管基準の遵守状況を6ヶ月に1回(地震等による災害発生時にはその都度)、監視測定し、PCBの飛散・流出の未然防止に努めています。

保管管理者	保管量等
総務部管財室	高圧変圧器 11台(24,860kg)、電灯用安定器1,387台 20kVA高圧コンデンサ 1台、30kVA高圧コンデンサ 1台 50kVA高圧コンデンサ 1台、PCBを含む油(200ℓ)
県土整備部維持管理室	電灯用安定器 422台
君ヶ野ダム管理室	高圧コンデンサ(総重量27.2kg)
熊野保健福祉事務所	30kVA高圧コンデンサ 1台
工業研究部	電灯用安定器 341台、30kVA高圧コンデンサ 2台 50kVA高圧コンデンサ 1台、75kVA高圧コンデンサ 2台 100kVA高圧コンデンサ 2台、電灯変圧器 10台 動力変圧器 5台、油入開閉器 11台
工業研究部 窯業研究室	20kVA高圧コンデンサ 2台
科学技術振興センター	20kVA高圧コンデンサ 1台、30kVA高圧コンデンサ 1台 50kVA高圧コンデンサ 1台、蛍光灯安定器 0.98m³×8台 ポリ塩化ビフェニル 30g(5g×6個)
農業研究部 茶業研究室	30kVA高圧コンデンサ 1台
林業研究部	20kVA高圧変圧器 1台、75kVA高圧変圧器 1台 100kVA高圧変圧器 1台
水産研究部	高圧変圧器 2台
水産研究部 鈴鹿水産研究室	30kVA高圧コンデンサ 1台
企業庁	北勢水道事務所 高圧コンデンサ 21台、低圧コンデンサ 33台、 高圧変圧器 3台、低圧変圧器 2台 中勢水道事務所 高圧コンデンサ 11台 志摩水道事務所 高圧コンデンサ 13台 三瀬谷発電管理事務所 高圧変圧器 6台(このうち2台のみ現在も使用中)、 計器用変圧器 3台、電灯用安定器 50台

③アスペスト対策

県有施設等において、吹付けアスペストに関する実態調査を実施するとともに、アスペストを使用する施設については、除去あるいは囲い込み等の措置を実施しています。また、平成17年度末時点で除去等の措置が実施されていない施設について、除去を行うまでの間、適切な維持管理を実施するとともに、順次除去工事等を実施しています。

また、平成18年度の法令改正でアスペストの含有率の基準が1%から0.1%に引き下げられたことを受け、県管理施設に対し補完調査を行っています。

●主なアスペスト対策実施状況(平成19年3月31日現在)

	総施設数	吹付けアスペスト使用施設*	除去、囲い込み等の措置済み	措置状態にないもの
県有施設	343施設	12施設	12施設	0施設
学校及び社会教育施設等	147施設	11施設	11施設	0施設
企業庁が管理する施設	119施設235棟	5施設6棟	4施設5棟	1施設1棟

*:アスペスト含有ロックウール使用施設、アスペスト含有吹付け材使用施設を含む。
(上表は、アスペストの含有率の基準が1%時の対象施設数である。)

④リスクコミュニケーション

事故防止策について職員全員、県民・事業者などの全ての人が情報を共有し、相互に意思疎通を図る仕組みづくりを構築していくために、リスクコミュニケーションに取り組んでいます。情報が広く共有されることで技術的な知見が蓄積されることなど、有効なリスク管理の方策を講じることが可能となり、県民の安全・安心の確保を図ることができます。

◆火災及び油流出事故への備え

三重県では、火災及び油流出事故の緊急事態に対して適切な対応処置ができるように対応手順をシステム化し、その訓練を年1回以上行っています。

◆ECDガスクロマトグラフ機器※放射線源事故への備え

四日市食肉衛生検査所においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線障害予防規定により、ECD（エレクトロニックキャプチャーディテクタ）ガスクロマトグラフ機器の放射線被曝事故の緊急事態に対して適切な対応処置ができるように、情報伝達の対応手順をシステム化しています。



重油関連緊急時対応訓練
(熊野庁舎)

◆病原微生物等からの安全性の確保や自然環境保護のための調査研究

科学技術振興センター保健環境研究部には、人間に対する危害度の高い微生物の試験検査を安全に実施するための部屋、バイオセーフティルームが設置されています。使用にあたっては微生物が室外に漏出しないように二重・三重の安全構造とし、また、地震に対しても部分免震構造を採用しています。この施設を利用して平成18年度は、主に結核菌等の試験検査を実施しました。

そのほか、保健環境研究部では環境中の化学物質、浮遊粒子状物質、放射能濃度などの調査、水産研究部では三重県沿岸の水質や底質、干潟や藻場の再生に関する調査を実施し、そのデータを環境保全対策のために役立てています。(科学技術振興センター)



放射能測定試料採取

(5) 安全性の配慮以外の社会的取組

①チーム・マイナス6%への参加

三重県は、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」に参加しています。三重県では、「チーム・マイナス6%」の活動の一環として、新しいビジネススタイル夏の「COOL BIZ」、冬の「WARM BIZ」を呼びかけています。(環境森林部地球温暖化対策室、環境活動室)

②日本環境経営大賞

『日本環境経営大賞』は、「持続可能な社会の構築」を目指し、「環境経営の発展」、さらには「環境文化の創造」を目的として、全国の企業(事業所)、NPO、学校などのあらゆる組織体の環境経営取組の中から、優れた成果をあげているものを表彰する制度です。

第5回目となる平成18年度は、全国から180件の応募をいただきました。その中でも特に優れた17取組を表彰しました。(環境森林部環境活動室)



表彰式(津市)

③環境問題に関連する国際協力や連携の推進

三重県では環境問題などの解決に繋がる科学技術分野での国際的な交流を進めています。

平成18年度は、林業病害虫防除に関する指導のために中国新疆ウイグル自治区ウルムチ市、河川の水質調査・分析指導のために中国四川省徳陽市に研究員を派遣し、河南省からは小麦の栽培技術に関する研修生やキルギスタンなど中央アジア4ヶ国から水質分析の研修生を受け入れています。

また、フランスで開催された国際会議で、閉鎖性海域の環境改善手法についての研究成果を発表したり、三重県を訪れた米国の研究者とイセエビ類の研究について意見交換などを行っています。



水質調査・分析の研修(四日市市)